

欧州特許庁（EPO）、FRAND 裁判例を対象とした分析レポートを公表

2026 年 7 月 7 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は 2026 年 6 月 24 日、標準必須特許（SEP）の FRAND（公正・合理・非差別的）条件の算定に関する研究レポートを公表した。本レポートは、2013 年から 2026 年までの間に各国で言い渡された 65 件の裁判判断を対象に、FRAND 料率の決定および評価に関する実務を整理したものである。

分析対象は、裁判所が FRAND 料率を設定した事案、提示された条件の FRAND 性を評価した事案、ならびに算定手法の適否が争われた事案の 3 類型に分類され、各法域における裁判実務の横断的な整理が試みられている。

収集された裁判例に基づく記述として、FRAND 料率を裁判所が決定した事案は年ごとに 0 件から 6 件の範囲で推移しており、判決数の面で明確な増減傾向は確認されていないとされる。

また、対象判決の国別構成として、2013 年から 2015 年の期間には米国および日本の事例が含まれる一方、その後のサンプルには中国、英国、インドの事例が含まれていると整理されている。

算定手法の面では、裁判所が料率を検討するにあたり、実際のライセンス契約を参照する比較ライセンス分析（comparable licence analysis）が多くの事案で用いられていること、ならびに標準全体のロイヤルティ総額から配分するトップダウン分析も一定程度利用されていることが判決記述から確認される。

さらに、判決の記述上、初期の裁判例ではホールドアップやロイヤルティ積み上げといった原理的論点が言及される例がみられるのに対し、近年の判決では比較ライセンスの選定や調整といった具体的な算定手法に関する議論が多く見られると整理されている。

同レポートは、こうした判決における論点の記述傾向を踏まえ、FRAND に関する議論の焦点が具体的な算定方法に関する議論に移っている可能性を指摘している。

なお、本レポートにおいて検討された裁判例の集合は、FRAND／SEP に関する判例全体を代表するものではないことが明示されており、特に一部カテゴリーは非網羅的なサンプルで構成されている。そのため、本レポートで示される傾向は当該サンプルに依拠した観測結果にとどまり、FRAND 紛争全体の動向として一般化できるものではない点に留意が必要である。

—EPO の出したニュースリリース等は、以下参照—
(ニュースリリース)

<https://www.epo.org/en/news-events/news/standard-essential-patents-new-epo-observatory-study-provides-greater-clarity>

(レポートサマリー)

<https://link.epo.org/web/publications/studies/en-methodologies-for-frand-determination-executive-summary.pdf>

(レポート全体版)

<https://link.epo.org/web/publications/studies/en-methodologies-for-frand-determination.pdf>

ー標準に関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照ー

- [欧州特許庁 \(EPO\)、特許と標準についてのデータセットと調査報告書を公表 \(2025年5月23日\) \(PDF\)](#)

(以上)